

報告第 2 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月９日

守谷市長 松 丸 修 久

１ 和解の相手方

住所 茨城県守谷市

氏名 MOCO フェスタ実行委員長 高橋 孝造

２ 和解の内容

（１）事故発生日時

令和８年５月９日 午前１０時００分頃

（２）事故発生場所

守谷市中央地内

（３）事故の概要

MOCO フェスタイベント最中、突風によりステージ上に設置してあった音響スピーカーが、市（けやき台中学校）の所有するトロンボーンに落下し破損、修復不能となった。

（４）相手方からの損害賠償額

１６，０００円